

○第202回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（公開）

日時：平成29年6月21日（水） 10：01～：12：09

議事概要

（1）動物用医薬品（[モノ、ビス（塩化トリメチルアンモニウムメチレン）]-アルキルトルエン）の食品健康影響評価について

審議の結果、[モノ、ビス（塩化トリメチルアンモニウムメチレン）]-アルキルトルエンの一日摂取許容量（ADI）を0.013 mg/kg 体重/日とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\* [モノ、ビス（塩化トリメチルアンモニウムメチレン）]-アルキルトルエン：

第4級アンモニウム化合物に属する陽イオン界面活性剤で、日本国内では畜・鶏舎への散布、噴霧及び清拭、豚・鶏体表面への散布、乳牛の乳房・乳頭の清拭等及び使用器具の消毒等に使用されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。